

(この書面は訳文です。英文のものとの間に解釈に相違が生じた場合には英文を優先するものとします。)

重要事項の通知

顧客は、以下の各号を十分に理解し、承諾したうえで、Speed Money Transfer Japan 株式会社（以下「SMTJ」という。）の提供する送金サービス（以下「本サービス」という。）を利用するものとする。

- (1) 本サービスは、銀行等が行う為替取引ではないこと。
- (2) 本サービスは、SMTJ が預金若しくは貯金または定期積金等（銀行法第 2 条第 4 項に規定する定期積金等をいう。）を受け入れるものではないこと。
- (3) 本サービスは、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号、その後の改正を含みます。）第 53 条または農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号、その後の改正を含みます。）第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。
- (4) SMTJ は、顧客のために、東京法務局に履行保証金の供託を行うこと。

貴殿の送金にかかる一般規定

1. SMTJ は、国内資金移動におけるエラーもしくは遅延または指図の不正確さ、その他の同社の制御の及ばない事由により生じた結果について責任を負わないものとする。SMTJ は、エラーにより生じた間接的損害についても一切責任を負わないものとする。
2. 送金資金の入金方法： SMTJ は、SMTJ の店頭窓口、現金書留、銀行振込のいずれかにより、顧客から送金資金を受け付ける。但し、顧客が SMTJ に対して送金依頼を行うためには、送金依頼書その他必要な書類を SMTJ に提出することを要する。
3. 送金は、受取人の自国の通貨（例：フィリピン向けの送金はフィリピンペソ）で実行されるか、または例えば、受取人の口座が米ドル建てである場合には米ドルとする等、外国の通貨で実行されるものとする。また、受取人の自国の規則により許可されており、SMTJ が実行可能である場合には、日本円（円）等の別の外国の通貨で入金することも可能とする。
4. 日次為替レートの決定方法
 - (1) SMTJ は、(2)に記載するとおり、日次為替レートを設定する。送金資金が外貨に換算される場合には、SMTJ は、原則として、顧客から送金依頼を受領した時点または送金資金を受領した時点のうち、いずれか遅い時点における最新の日次為替レートをを用いるものとする。
 - (2) SMTJ は、通貨ごとに、原則として以下の時間のインターバンクレート（TTS レート）に、スプレッド（0～5%の範囲内で SMTJ が設定）を上乗せすることにより、日次為替レートを決定する。

フィリピンペソ：	11 時 00 分
ネパールルピー：	10 時 00 分と 14 時 00 分の 2 回
インドネシアルピア：	12 時 00 分と 18 時 00 分の 2 回
ベトナムドン：	11 時 00 分
 - (3) 営業日の開始時点で適用される日次為替レートは、原則として、前営業日に決定された最新の日次為替レートをを用いる。日次為替レートの決定方法
 - (4) 日次為替レートは、外貨に対する日本円の動向及び／または支配的な競争上の環境（競合会社が提示する為替レート）に応じて日中変化あるいは変更することがある。
5. 受取人の自国の交付銀行／会社は、自国での手数料を課すことがある。（例：フィリピン向けの送金では SMTJ の提携銀行以外のフィリピンの銀行に入金する際にはフィリピンの法律により送金金額から個人口座の場合 50 ペソ、法人口座の場合 200 ペソの手数料を課せられる。）送金受領書には、SMTJ が顧客から受領した総額及び受取人が受領する正味金額の両方が記載される。その他の国への交付銀行／支払業者は受取人の自国法律により、送金金額からバックエンドの手数料を課せられる。控除される金額は予告なしに当事国によって変更される場合がある。
6. 送金限度額： 顧客が SMTJ に対して依頼する送金額は、送金 1 回につき、100 万円を超えることができない。SMTJ が顧客から 100 万円を超える送金依頼を受けた場合であっても、SMTJ は、100 万円を超える部分については、送金を行う義務を負わないものとする。
7. 店頭での送金依頼は、公式営業日の午後 5 時 00 分で、受付を終了する。
また、SMTJ は、SMTJ 及びその提携的金融機関が送金に困難を生ずるような地方の銀行への送金依頼については、送金受付を拒むことがある。このような場合には、SMTJ は、当該顧客に対し、提携先金融機関の窓口での受領や、宅配サービス等別の送金受領方法の提案を行う。
8. 標準履行期間： SMTJ による送金サービスの標準履行期間は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 提携銀行への銀行口座への送金および提携銀行における店頭における現金払い、提携金融機関の払出代理店を介した現金払いを指定された場合： 送金受付完了後、日本及び受取国の銀行及び業者の営業日の 24 時間から 72 時間以内
 - (2) 提携銀行による現金の「宅配 (door-to-door)」(受取人の登録住所の玄関先)での交付を指定された場合（フィリピン、ベトナムのみ）： 受取人の登録住所が主要都市圏内、その他の主要都市内、または主要都市外の遠方地域であるかにより、送金受付完了後、日本及び受取国の銀行及び業者の営業日の 24 時間以降～5 営業日以内。
9. 計算書の郵送： SMTJ は計算書を自動的に郵送はしない。ただし、送金人の要求により計算書すべてを郵送する。
10. 手数料： 送金 1 件あたりの手数料は、原則として 2,000 円を上限とする。但し、円建てでの送金の場合には最大で 9,000 円の手数料がかかる場合があり、米ドル受け入れによる送金を行う場合、最大で 40,000 円の手数料がかかることがある。

利用者が当社の委託先に直接支払う費用はない。利用者から申込がなされ、当社が受け付けた送金処理について、利用者の希望により内容変更又はキャンセルを行う場合には、1件あたりの手数料として、2,000円を上限とした金額を徴収する。(上記手数料は<http://www.smtj.co.jp/remittance.php>に掲示されている)

11. 顧客の送金依頼の取消し：SMTJは、以下の事項に該当する場合には、送金依頼を取り消す選択権を有するものとする。

顧客の送金の目的が日本の外国為替規制に反する場合。

戦争、暴動その他のこれらに類似する事態であって、送金の実行が困難である場合。

送金について、麻薬、犯罪、テロ等に関連したマネー・ローンダリングに関与するものであることが疑われる場合。

上記の場合、SMTJは、同社が送金を実行しないことによる顧客側の損失に対して責任を負わないものとする。

前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、SMTJは、海外送金サービスの使用を停止し、またはお客様に通知することにより海外送金サービスを解約することができるものとします。

尚、かかる使用停止または解約によって生じた損害については、SMTJは責任を負いません。また、かかる使用停止または解約によりSMTJに損害が生じたときは、お客様の負担とさせていただきます。尚、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、SMTJが解約の通知を、届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

12. 連絡先：

送金依頼書に送金人が記入した連絡先は、送金人の正確な連絡先住所及び電話番号とみなされるものとする。

SMTJは、送金人が送金登録書において提示した情報が不正確であることにより送金人及び/または受取人に対する連絡不能により生じる損失または損害に対して責任を負わないものとする。

13. 会員番号等の管理：顧客は、SMTJが発行した会員番号及び送金番号について、第三者に知られないよう厳重に管理するものとする。顧客が送金受領者に対して、送金番号を知らせる場合には、顧客は送金受領者をして、送金番号を厳重に管理させなければならない。SMTJは、顧客の会員番号又は送金番号が第三者に知られた結果として生じた顧客の損害につき、一切の責任を負わない。

14. 会員番号の発行を受けた送金人以外の者は、当該送金人会員番号を使用してはならない。不正使用が判明した場合には、SMTJは、当該会員番号による一切の取引を中止/中断する権利を有するものとする。

15. 送金依頼の受領時に、SMTJは、外国為替につき適用ある法令に基づく事項をチェックしなければならない。したがって、当該顧客は以下の要件を満たすものとする。

送金依頼書兼告知書において送金目的その他の必要な情報を記入すること。

送金依頼書兼告知書中の指定項目を記入し、提出すること。

顧客の住民票の原本/写し等の顧客の本人確認のための公式文書を提示すること。

政府の許可を要する取引については、かかる許可を証明する文書を提出すること。

16. 海外送金依頼を実行するため、顧客の氏名、住所及び口座番号等の顧客情報の一部は(該当する場合)、関係の支払/受取人取引銀行に開示されるものとする。

17. マネー・ローンダリング対策にかかる規制及び法律の遵守を維持するため、SMTJは、自らの単独の裁量において、資金が送金されるのに先立ってあるいは送金後でも、資金の源泉、送金目的に関する追加情報を要求することができるものとする。この要求に従わない場合には、当該顧客の登録が解除されるか、または取り消され、資金がまだ送金されていない場合、顧客に返還される結果となる可能性があるものとする。

18. 損失 — SMTJは、以下の事由により発生した損失に対して一切責任を負わないものとする。

全国的災害、戦争、交通機関の事故、暴動、法的制限、政府または公的機関(中央銀行等)による緊急措置

電気通信接続上その他の問題(例：webベースの送金システムについて、webアクセスが不能である状況)により生じたSMTJのコンピュータ・システムの障害受取人氏名、送金先口座番号、連絡先電話番号等、顧客が提供した送金内容の誤り送金人、受取人及び/または第三者の間の法的な争いSMTJ側の事由以外によるその他の損失

19. 変更または取消し

SMTJが依然として実行可能であると判断できる場合には、顧客の依頼に応じて、送金の変更または取消しを行うことができるものとする。資金が受取人によって一旦引き出された後は、変更/取消しは一切できないものとする。変更または取消しの依頼は、顧客が署名した書面により行われるものとする。また、修正、訂正がすでに登録されているデータであれば、電話あるいはSMSで依頼を受けることができる。SMTJは顧客に、依頼書と合わせて、変更/取消しを依頼している送金人の身元を証明するために、納得のいく本人確認書類の写しの提出を求められるものとする。SMTJは、受取人の自国の支払銀行または払出代理店の拒絶、法律上の制限、政府または公的機関(中央銀行等)による緊急措置により変更または取消しが不可能である場合の損失または損害に対して一切責任を負わないものとする。変更の場合には、当初の送金が処理された時点に用いられた当初レートが用いられるものとする。取消しの場合には、関係の支払/送金先銀行もしくはコルレス先から正確な資金を受け取った日のSMTJの買い相場を用いた円相当額から前述の銀行の手数料を控除後の金額を返還金額とする。

20. 顧客の送金の不達：顧客は、自らの送金が、SMTJが約定/約束した合理的かつ許容可能な期間内に受取人により受領されなかったことに

気付いた場合には、SMTJ が、追跡調査を行い、その結果を顧客に然るべく通知することができるように顧客は至急 SMTJ に連絡するものとする。

21. 送金取引に適用される一般規定に定めのない事項については、日本及びその他の関係国の法律、規則、慣例及び実務、並びに SMTJ 及び様々なコルレス銀行の所定の手続が適用されるものとする。
22. 外国送金事前登録の有効期限および更新：外国送金事前登録の有効期限は、申込日から 1 年間とする。但し、顧客又は SMTJ のいずれかから、有効期間終了の 1 ヶ月前までに、書面による異議の申し出がない限り、登録は自動的に更新されるものとする。更新後の有効期間は、更新の日から 1 年間とし、以後の更新についても同様とする。登録終了時における、顧客から SMTJ に対する金銭の支払いはない。
23. 履行保証金制度：
 - (1) SMTJ は、「資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号、その後の改正を含み、以下「資金決済法」という。）」第 43 条の規定に従い、送金人に対する送金準備金返還債務の支払いを担保するため、送金口座に入金された送金準備金の合計額に、還付手続に関する費用として「資金移動業に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 4 号）」第 11 条第 5 項に規定する掛け目を掛けて算出した金額を加えた額と同額以上の履行保証金を東京法務局に供託している。SMTJ が送金人に対する当該債務を弁済できない場合、送金人は、履行保証金について、SMTJ に対する他の債務者に先立って弁済を受ける権利（以下「還付請求権」という。）を有する。
 - (2) 還付請求権は、本サービスにおいては、受取人が現実に送金を受け取るまで、送金人に帰属するものとする。当該受取人が現実に送金を受け取った後は、送金人は、還付請求権を行使することはできない。
 - (3) 資金決済法第 59 条第 2 項に規定する事由が生じた場合、送金人は、同条に規定される還付手続により履行保証金の還付を受けることができる。当該事由が生じた場合、本サービスにおける受取人は、送金を受け取ることはできない。
24. 顧客からの問い合わせ及び苦情：顧客からの苦情、意見、相談については、以下の住所及び電話/FAX 番号で受け付ける。
〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-13-4 錦糸町シティビル 9 階
Speed Money Transfer Japan 株式会社
カスタマーサポートライン：電話番号：03-6869-5999 Fax：03-3635-8625
海外からの連絡先電話番号：81-3-6869-5999
送金処理時間 09:00-17:00 営業時間 09:00-18:30（日曜日～金曜日）ただし、土曜日と日本の祝日及び年末年始の休業日を除く。
25. 苦情処理措置及び紛争解決措置：SMTJ は、資金決済法に基づき、以下の苦情処理措置及び紛争解決措置を実施している。SMTJ の行う資金移動業に関する苦情及び紛争について、顧客は下記の外部機関を利用することができる。
 - (1) 苦情処理措置
一般社団法人日本資金決済業協会「お客様相談室」 TEL：03-3556-6261
 - (2) 紛争解決措置
東京弁護士会紛争解決センター TEL：03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター TEL：03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター TEL：03-3581-2249
26. 規定の変更：SMTJ は、本規定の内容を変更する場合がある。その場合は、変更日及び変更内容を、SMTJ の店頭及びウェブサイト等において告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとする。

プライバシー・ポリシー及び顧客データ保護規定

顧客の信頼及び信用を得るため、また SMTJ が日本において顧客が選択するような資金移動業者となるために、SMTJ は、関連法令及び省令並びに顧客の個人情報に関連するその他の基準を遵守する。また当社は、個人データ保護に関係する様々な規定に従うものとし、以下に定めるとおり適正な管理の実施並びに正確性及び機密性の維持のためのあらゆる努力をするものとする。

1. 情報の使途

SMTJ は、当社の顧客との取引が安全かつ健全に実行され、顧客に対してより良い送金サービスが提供されるように、顧客の個人情報を取得する。

2. 取得する情報の項目

通常取得される情報の項目は、顧客の住所、氏名、生年月日、性別及び電話番号である。これらの項目以外にも、取引の開始時に顧客に求める情報があるものとする。

3. 情報提供

SMTJ は、以下の場合を除き、外部に顧客情報を提供しないものとする。

顧客が承諾している場合。

法令が定める例外的状況に該当する事態の場合。

4. 情報管理方法

顧客情報を正確かつ最新の状態に保つために適切な措置が講じられるものとする。また、顧客の個人情報データ等の喪失、損壊、改ざん及び漏洩を防止するため、SMTJ は適切な情報セキュリティ対策を講じるものとする。

5. 開示、修正または中止に関する顧客の申請

特定の理由が存在する状況において、SMTJ は、顧客自身の情報の開示の希望があった場合には、開示の申請を行っているのが本人であることを確認後、かかる申請を受け入れるものとする。顧客についての不正確な情報については、SMTJ は、必要な修正をするものとする。開示に係る費用実費は請求することができるものとする。SMTJ は、顧客に対して費用実費の金額を事前に通知するものとする。

6. 販促資料の送付中止

顧客に対して新商品及びサービスに関する新しい情報を継続的に届けるために、SMTJ はチラシ、広告資料及びそれらに類したものを顧客に送付する。もし貴殿が送付中止を求める場合は、当社に連絡されたい。

7. 顧客による問合せ及び苦情

顧客は、問合せ、苦情、開示の申請、提案等のために、SMTJ に対して、上記一般規定第 22 条に記載されている住所、連絡先電話番号、FAX 番号に連絡を取ることができるものとする。

8. 変更

上記に掲げた情報はいずれも、SMTJ の顧客に対して事前に発表することなく何時でも変更することができるものとする。但し、適切な発表 (SMTJ の顧客エリアあるいはウェブサイトにおける掲載等) が行われるものとする。

Important Notice Rev. Feb. 19, 2019

SMTJ HEAD OFFICE: 〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-13-4 錦糸町シティビル 9 階

[Tel:03-6869-8555](tel:03-6869-8555) : コールセンター (送金依頼の受付、送金状況の問い合わせ) Fax: 03-3635-8625 Viber/SMS:080-4143-9494

重要なお知らせの為保存をお願いいたします